

# 月刊 千葉労働

動労千葉結成10周年!

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 千葉 (22) 7207 番

1989.8.21

No.0073

狭山集会・石川氏激励

## 千葉刑人デモ決起



八月九日、十三時より、千葉市中央公園において、「最高裁上告棄却十二か年糾弾! 石川さん激励! 千葉刑務所現地集会」が開催され、青年部六名が参加した。

無実であるにもかかわらず、「女子高生殺人事件」の「犯人」にデッチあげられた石川一雄氏は二六年にもわたって獄にとらわれている。石川さんは本集会に対して、「仮出獄よりも第二次再審に勝利し無実・無罪を明らかにしたい」と千葉刑より烈々たるアピールを送っている。

国家権力による差別犯罪である狭山事件を許さず、部落解放、九〇年天皇決戦にむかって闘いぬこう!

(千葉市中央公園にて)  
◎青年部発

## 第三期 4回講座 労働学校



(とき) 8月26日(土) 13時

(ところ) 労働者福祉センター

(1階 研修室)

「連合路線」とは何か?  
— 何故われわれは、闘う労働運動を追求するのか —

＜講師＞ 佐藤芳夫氏

(東京地域連帯労組委員長  
全国交流センター呼びかけ人)

千葉労働

さて2回にわたり年次有給休暇について述べたが1年休の行使は賃金などと同じ様に、労働条件の重要な柱となるものと言えらる。

したがって「人がいない」などという理由で、簡単に拒否できる性質のものではない。

動労千葉が主張するように、年休の取れる要員措置(日刊3055号)を勝ちとってこよう。

会社当局は我々の年休の請求に対して、しばしば「時季変更権」の行使をもって、年休請求を拒否する時がある。

たしかに労基法39条の中に「ただし・・・事業の正常な運営を妨げる場合・・・他の時期にこれを与えることができる」とあります。

しかしこの「ただし」とは―その職場で一斉休暇闘争などに年休を行使する場合(これが事業の正常な運営を妨げるといふ意味)にあたるのであり、会社の要員事情を指すものではない。

乗務員について言えば予備要員を削り、隔日勤務者の場合は、最低の要員(3名)しか置かない当局の側に問題があるのだ。

年休を抑制されたときは、あくまでも管理者からその理由について明らかにさせることが、重要な闘争になってくる。

また年休請求の「理由」をもって、助役が可否の判断をすることも許してはならない。

職場では年休が取りにくいことから、年休を請求するために(請求日に)年休を使うことがある。

又、祝日の代休を当局がむりやり取らせ(代休の買上げをさせないため)、そのために本日に年休が必要な人が、休めない場合もある。

こうした当局の要員合理化による不当な年休抑制を、職場の一人一人の闘いとして打ち砕こう。

年休問題を職場での重要な闘争として位置づけて、組合員全体で取り組もう。

